

アオバジャパンインターナショナルスクール ファミリーコミュニティ規則と規約

第1条 名称と所在地

組織の名称は「アオバジャパンインターナショナルスクールファミリーコミュニティ」とする。(以下、FCとする。)所在地は、1997年度より〒179-0072東京都練馬区光が丘7-5-1、アオバジャパンインターナショナルスクール(以下A-JIS)光が丘キャンパスに設置する。2017年度より〒153-0042東京都目黒区青葉台2-11-5、A-JIS目黒キャンパスにも所在地を追加する。2022年度より〒113-0021東京都文京区本駒込6-18-23、A-JIS文京キャンパスにも所在地を追加する。光が丘キャンパスで活動するFCを「光が丘FC」、目黒キャンパスで活動するFCを「目黒FC」、文京キャンパスで活動するFCを「文京FC」とする。「光が丘FC」と「目黒FC」と「文京FC」はA-JISのFCとして協同する。

第2条 目的および活動

- 1.FCは学校と保護者と協力し、児童の健全な精神的・身体的発達を支援することを目的とする。
- 2.FCはスプリングカーニバルを主催し、様々な学校行事を支援することで、保護者、教師、生徒間の交流を促進し、スクールコミュニティを発展させる。
- 3.FCは学校のアドミニストレーションが責務を有している業務に関与しない。

第3条 組織の方針

FCは民主団体として運営する。特定の政党や宗教の影響を受けていない活動に従事する。FCの利益を個人の自己利益のために享受してはならない。また、資産についても上述同様、組織の目的及び目的以外に使用することはない。

第4条 会員及び会員費

- 1.A-JIS在籍のすべての生徒の保護者は、入学時に自動的に会員登録され卒業退学時まで続く。
- 2.FCの年会費は、各世帯1年¥12,500であり、払戻不可である。年会費の変更が生じる場合は、12月までに学校へ報告する必要がある。
- 3.すべてのFCメンバーは、次の役割へ積極的に参画する。
オリエンテーションへの参加、ペアレントワークショップへの出席、クラスペアレント役の引き受け、学校イベントのイベントヘルパー、スプリングカーニバルにおいては少なくとも1つの役割を担う。
- 4.FCメンバーになっても、FCメンバーの事前の許可なしに連絡先情報を開示されることはない。

第5条 役員

- 1.新しいFC役員は、既存のFC役員と候補者(立候補者、推薦候補者)との協議により選出され、FCメンバーの多数決により承認され、決定する。
- 2.FC役員の任期は1年間~最長3年間とする。
- 3.FCは、各キャンパスでFC役員10名以下(会計1名、銀行1名、監査1名、全校リエゾン1名を含む)の役職で構成される。
- 4.FC役員は、少なくとも1年のクーリング期間の後、再任することができる。
- 5.FC役員は、別のFC役員に職を譲る前に最長2年間、特定の職務(会計、銀行、監査、全校リエゾンなど)に就くことができる。1年目のFC役員は初年度に担当する職務について学び、2年目のFC役員がその職務を主導する。3年目のFC役員は、1年目のFC役員にその職務を引き継ぎながら教示/支援するか、新しい職務に就くか、FC役員としての役割を終えることができる。アオバのキャンパス毎によって異なる特定の方針に応じて、各キャンパスのFC役員は、3年目のFC役員を含めるかどうかを選択できる。
- 6.FC役員に欠員が生じたときは、代わりを選出することができる。交代要員の役員の任期については、引き継いだ時点から前役員の終了期までとする。

第6条 役員の職務

- 1.FC役員は、FCの代表として行動する。
- 2.FC役員は、学校から提供される情報をFC活動でのみ使用する。
- 3.FC役員は、分担して議事録の作成、保管を行う。
- 4.会計は、帳簿付けを担い、予算策定や財務会計の業務等を行う。
- 5.会計書類等は、最低5年間保管しなければならない。
- 6.銀行は、年度毎に銀行口座の名義を変更するとともに、管理する。
- 7.監査は必要に応じ会計監査を行う。
- 8.FCリエゾンは、全キャンパスとFC間の連絡窓口として務め、FC全体のコミュニケーション強化をはかる。

第7条 クラスペアレント

クラスペアレントは、各ホームルームから選任される。クラスペアレントの主な任務は、FC役員、保護者、担任教師と連携を取り、ホームルームやイベントのサポートを行うことである。

第8条 経理

- 1.FCの経理は、会費その他の収入による。
- 2.FCの経理は、FC役員会議で議決された予算に基づいて行われ、FCの目的および活動に対して使用される。
- 3.FCの決算は、会計監査役を経て、年に1回FC役員によってFCメンバーと共有されるものとする。
- 4.FCの会計年度は、8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第9条 会合

- 1.学校はFCメンバーにむけ、8月にオリエンテーションを開催する。
- 2.FC役員は必要に応じてFCメンバーに向けたミーティングを開催する。
- 3.FC役員が特定の提議について決議を行う場合、FCメンバーの投票数のうちの過半数（51%）で決議される。
- 4.FC役員は、必要に応じて、集まらなければならない。
- 5.FC役員は、年度初めや必要に応じて、学校との会議を開催し、情報共有および調整を行う。
- 6.FC役員は、年度初めや必要に応じて、クラスペアレントとの会議を開催し、情報共有及び調整を行う。

第10条 改正

これらの規則のいかなる修正や追加は、役員への書面説明、および、役員、リエゾンや学園長の承認が必要である。

第11条 改正や追記の記録

FC規約の初稿は、2011年末より有効とされました。

- 2016年10月に一部改正。
- 2019年8月に一部改正。
- 2020年10月に一部改正。
- 2022年5月に一部改正。